

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 名 代表取締役社長 田 村 隆 盛
(コード番号: 3814 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 執行役 管理部長 高 田 一 信
電 話 番 号 0 8 3 6 - 3 9 - 5 1 5 1
U R L <http://www.afs.co.jp/>

当社の会計監査人に関するお知らせ

当社の会計監査人である「監査法人ソニック」が、日本公認会計士協会より、平成 28 年 7 月 1 日付で上場会社監査事務所の準登録事務所名簿から取り消されたことを確認したため、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査事務所概要

名 称 監査法人ソニック
所 在 地 東京都渋谷区代々木 2 丁目 39 番 7 号
業務執行社員 公認会計士 茂木 勝美
公認会計士 野口 進也

2. 日本公認会計士協会の公表内容について

(1) 掲載する事由

会則第 128 条第 2 項の登録審査の結果、上場会社監査事務所登録規則第 7 条第 1 項第三号に該当したため

(2) 事由発生日

平成 28 年 7 月 1 日

(3) 開示期間

上場会社監査事務所登録規則第 13 条第 1 項または第 2 項に基づく期間

(4) 情報更新日

平成 28 年 7 月 1 日

(5) 上場会社監査事務所部会への登録を認めないことに至った理由

監査法人ソニックは、平成 27 年度に日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第 128 条に基づき上場会社監査事務所名簿への登録の申請を行い、品質管理委員会は、会則第 122 条第 1 項に定める品質管理レビューを実施した。

この品質管理レビューの結果等を勘案した結果、監査法人ソニックには品質管理の基準が示す監査に関する品質管理の目的を達成するために必要な品質管理のシステムを適切に整備していない事が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、上場会社監査事務所登録規則第 7 条第 1 項第三号に該当すると判断した。

このため、監査法人ソニックの上場会社監査事務所名簿への登録申請を認めないこととした。

3. 当社の見解及び今後の予定

当社は、平成 26 年 12 月 26 日開催の第 21 回定時株主総会において、「監査法人ソニック」を新たに会計監査人に選定し、前期（平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）より、同法人による金融商品取引法及び会社法に基づく監査及び四半期レビューを受けております。今般、会計監査人である「監査法人ソニック」が、同法人の業務管理体制の不備により、日本公認会計士協会の登録者名簿から取り消し処分を受けたことは誠に遺憾であります。当社の会計に不備等があるものではなく、監査法人の業務管理体制の不備によることではあります。当社では今回の事態に対応し、新たな会計監査人の選定を早急に進めてまいります。

株式会社東京証券取引所上場規程第 4 4 1 条の 3 の規定により、上場国内会社は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けることが義務付けられております。上記により、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録している監査事務所を会計監査人として選任する予定であり、詳細につきましては今後、確定次第お知らせいたします。

以 上